平成２６年（フ）第６０号
長崎県長崎市城山台１丁目32番35号
債務者　橋本さやか
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷1801番地１
債務者　山口　俊明
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７３号
長崎県長崎市平和町14番15号　平和34舛田ビル208号
債務者　増田　　豊
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６号
長崎県大村市武部町412番地７、前住所長崎県大村市協和町722番地７
債務者　開田　美穂
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
長崎県諫早市小ヶ倉町894番地、前住所長崎県諫早市幸町54番20号　サンハイツ１号
債務者　田代　好恵
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
長崎県諫早市宇都町11番19号、前住所長崎県諫早市久山台78番地14
債務者　外尾　義満
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道苫小牧市浜町２丁目２番１号　マリン館201
債務者　佐藤　義喜
1　決定年月日時　平成26年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第８９号
仙台市宮城野区榴岡３丁目５番30―301号
債務者　河合　真伸
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第９０号
仙台市青葉区小松島４丁目16番５―306号
債務者　庄司　麻耶
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台415
債務者　鶴巻　　伸
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２１号
宮城県多賀城市山王字中山王11番地の２　ハイム順101号、住民票上の住所宮城県多賀城市山王字中山王11番地の２　ハイム順102号
債務者　伊藤　智江
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
福島県いわき市小名浜大原字西橋本30番地の14　セピアコート203
債務者　小平　秀一（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第３７号
群馬県太田市藤阿久町208番地７　植木コーポ２―Ａ号、前住所群馬県太田市新井町330番地１　新井県営住宅Ｃ―48号
債務者　佐藤とみ子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第２２８号
さいたま市南区別所６丁目19番13―301号、旧住所さいたま市南区曲本４丁目３番５号　サンハイツ中村103号
債務者　浅井　幸江
1　決定年月日時　平成26年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
岐阜市本荘中ノ町８丁目６番地　サンセールユー103号室
債務者　杉村　和喜
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７０号
岐阜市三田洞832番地２
債務者　奥山　好広
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第７２号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町３丁目147番地２
債務者　濱田　秀也
1　決定年月日時　平成26年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
岐阜地方裁判所